

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正（案）の概要

平成 24 年 7 月
内閣官房
原子力安全規制組織等改革準備室

1. 改正の背景・必要性

- 第 180 回国会において、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）が成立し、6 月 27 日に公布されたところであり、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定。
- 現行の原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 2 項においては、原子力事業者が、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、
 - ① 当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事、
 - ② 当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長、
 - ③ 当該原子力事業所が所在する市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事と協議すべき旨を規定している。
- これらの協議先に係る考え方は、原子力安全委員会が策定したいわゆる原子力防災指針で示されている原子力災害予防対策を実施すべき区域（以下「EPZ」という。）の範囲（8～10km）を前提としている。
- 今般の原子力発電所事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえ、原子力安全委員会において、EPZ の範囲を見直し、新たに、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域（以下「緊急防護措置準備区域」という。）を原子力施設から概ね 30km に設定するという考え方が示された（「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（本年 3 月原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループより））。
- この考え方を踏まえ、原子力規制委員会設置法附則第 54 条による原子力災害対策特別措置法の改正において、上記①～③の協議先に加え、原子力事業

所からより離れた区域を管轄する都道府県知事を加えるために、『③に準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（関係周辺都道府県知事）』も、新たに事業者防災業務計画の協議先に加えることとされた。

- したがって、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）を改正し、当該要件の内容を具体的に規定する必要がある。

※なお、当該協議先は、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく事象の通報先等にもなる。

2. 政令で定める要件

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

- ①「**实用発電用原子炉（※1）**を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
- ②「**原子力災害に関する地域防災計画を定めていること（※2）**」

※1 实用発電用原子炉に限定している趣旨は、今般のEPZ見直しは实用発電用原子炉に限定されており、再処理施設や研究開発段階の原子炉等は含まれていないことによる。

※2 原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定の趣旨は、原子力事業者防災業務計画とそれぞれの地域の実情が反映された地域防災計画との整合性を図ることであるため、緊急防護措置準備区域の範囲内にあっても原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体は協議先に含まれない。

3. その他

施行日：原子力規制委員会設置法の施行の日（同法の公布の日（6月27日）から起算して3月を超えない範囲で政令で定める日）

(参考) 改正後の原子力災害対策特別措置法 抜粋

第7条 (略)

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。）、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）並びに当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係周辺都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。